

○仙台市職員共済組合臨時の任用職員就業規則

平成 22 年 12 月 22 日

仙台市職員共済組合規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、仙台市職員共済組合(以下「組合」という。)に臨時的に任用される職員(以下「臨時的職員」という。)の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 臨時的職員の就業に関しては、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他の法令に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において臨時的職員とは、組合の行う業務について、一般的な労務を提供する者であって、第 4 条に規定する期間を定めて組合に雇用される者をいう。

(採用)

第 3 条 臨時的職員の採用は、選考によるものとする。

2 臨時的職員の採用に当たっては、履歴書及び写真を提出させるものとする。

(任用期間)

第 4 条 臨時的職員の雇用期間は、1 年を超えないものとし、個別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、当該臨時的職員の勤務成績が良好で、かつ、組合の業務の能率的運営を確保する必要があると認めるときは、前項の雇用期間を更新することができる。ただし、組合における 2 以上の期間の定めのある雇用期間を通算した期間(労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 18 条第 2 項に規定する通算契約期間に算入しない雇用期間を除く)の上限は、5 年までとする。

3 当該雇用について更新する場合又はしない場合の判断の基準は、以下の事項とする。

- (1) 雇用期間満了時の業務量により判断する。
- (2) 当該職員の勤務成績、態度により判断する。
- (3) 当該職員の能力により判断する。
- (4) 従事している業務の進捗状況により判断する。

(解雇)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇とする。

- (1) 精神又は身体の故障により業務に堪えないと認めたとき
- (2) 職務の内外を問わず業務上の信用を失うべき行為があったとき
- (3) 罪を犯し、禁固以上の刑に処せられたとき
- (4) 故意又は重大な過失により、組合に不利益を与える行為をしたとき
- (5) 業務能率が低く、勤務成績が不良と認められるとき
- (6) 業務上の事由により雇用の継続が困難になったとき

(服務)

第 6 条 臨時的職員は、組合の公共的使命を自覚し、公平誠実に職務を遂行しなければならない。

2 臨時的職員は、その職務を遂行するにあたっては、法令、規則等を遵守

し、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 臨時的職員の服務に関しては、この規則に定めるもののほか、職員服務規程（昭和49年仙台市訓令第19号）の適用を受ける職員について定められているものの例による。

（禁止事項）

第7条 臨時的職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 組合の名譽をき損し、又は利益を害すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (3) 理事長の許可を得ないで他の業務に就くこと。

（証人等になる場合の措置）

第8条 臨時的職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表しようとする場合は、理事長の許可を受けなければならぬ。

（勤務時間、休日、休暇等）

第9条 臨時的職員の勤務時間、週休日、休憩時間及び休日については、仙台市職員共済組合就業規則（昭和59年仙台市職員共済組合規則第4号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）について定められているものの例による。

2 臨時的職員の休暇等については、仙台市の会計年度任用職員について定められているものの例による。

（超過勤務）

第10条 業務のため臨時に必要があるときは、臨時的職員に対しその臨時的職員の勤務時間を超えて勤務することを命ずることができる。

第11条 =削除=

第11条の2 =削除=

（就業制限等）

第12条 臨時的職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、医師の診断に基づき就業を制限又は禁止することができる。

- (1) 伝染性疾患又は精神性疾患にかかり、又はその疑いがあるとき
- (2) 就業により病状が悪化する恐れのある疾病にかかりたとき
- (3) 臨時的職員の同居者若しくは近隣者が伝染病の疾病にかかり、又はその疑いがあるとき、適正な予防措置が講じられるまでの必要な期間

（災害補償）

第13条 臨時的職員の災害補償に関しては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定するところによる。

（賠償責任）

第14条 臨時的職員が故意又は過失により組合に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を弁償させることがある。

2 前項の弁償額は、その都度理事長が定める。

（給与の種類）

第15条 臨時的職員に支給する給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当とする。

（給与の支払等）

第16条 給与は、現金で直接臨時的職員にその全額を支払うものとする。

ただし、臨時的職員からの申出があるときは、給与の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

- 2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
- 3 給与の支給期日及び支給方法については、職員について定められているものの例による。

(給料)

第17条 臨時的職員には、所定の勤務時間における勤務に対する報酬として、給料を支給する。

- 2 給料の額は、仙台市の会計年度任用職員について定められているものの例による。

(通勤手当等)

第18条 第15条に規定する給料を除く給与に関しては、仙台市の会計年度任用職員について定められているものの例による。

(給料の減額)

第19条 臨時的職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合のほか、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給料を減額して給与を支給する。

- 2 前項の勤務1時間当たりの給料額は、仙台市の会計年度任用職員について定められているものの例による。

(その他必要な事項)

第20条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日の前日までの給与は、改正前の規定に基づき計算し、改正後の最初の支給期日に未支給の全額を支給する。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。